

2024 年のお知らせ

2024 年 12 月 2 日

外国為替の取引等の報告に関する省令が改正され、外国為替業務に関する事項の報告（報告省令第 21 条および第 22 条）の対象者に証券金融会社および短資業者が追加されました（11 月 29 日公布、12 月 1 日施行）。これに伴い、報告省令様式 14、15-1、15-2、15-3、36、37、38、39、40 の記入の手引を改訂しました。

2024 年 12 月 2 日

＜新型コロナウイルス感染症に係る特例（外国為替及び外国貿易法に基づく報告の提出猶予）の終了について＞

財務省は、2024 年 11 月 29 日、新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するために設けた、外国為替及び外国貿易法に基づく報告義務を一部猶予する特例（外国為替の取引等の報告に関する省令附則第 17 条）を終了する省令改正を行いました（12 月 1 日施行）。

詳細については、[財務省報道発表資料](#)（外部サイトへのリンク）をご覧ください。

2024 年 11 月 1 日

対内直接投資等に関する命令の改正（11 月 1 日施行）に伴い、また、わかり易さ向上の観点から、以下の資料を改訂しました。

- ・ 外為法 Q&A(2)対内直接投資・特定取得編
- ・ 外為法 Q&A(3)技術導入編

2024 年 10 月 25 日

2024 年 5 月 2 日の「外為法関連書類の送付に係る私書箱の変更について」を受け、以下の資料を改訂しました。

- ・ 報告制度等について
- ・ 外為法 Q&A(1)資本取引編
- ・ 外為法 Q&A(2)対内直接投資・特定取得編
- ・ 外為法 Q&A(3)技術導入編
- ・ 様式および記入の手引等

2024 年 8 月 16 日

対内直接投資等に関する業種を定める告示およびコア業種告示、特定取得に関する業種を定める告示およびコア業種告示が改正され、事前届出対象業種（指定業種）が追加されました（公布・施行日 8 月 16 日、適用日 9 月 15 日）。本改正に伴い、以下の資料の改訂を行いました。

- ・ 外為法 Q&A(2)対内直接投資・特定取得編^(注)
- ・ 【参考資料 1】指定業種に係る事業所管大臣一覧※財務省ホームページへのリンクあり。
- ・ 【参考資料 2】掲載国
- ・ 【参考資料 4】告示のうち、別表第一、別表第二、別表第三、特定取得別表、コア業種告示（対内直接投資等）、コア業種告示（特定取得）※財務省ホームページへのリンクあり。
- ・ 【参考資料 5】事業所管省庁照会先※財務省ホームページへのリンクあり。
- ・ 照会先一覧

なお、改正に伴う経過措置（各告示の附則第 2 項）が設けられていることにより、9 月 15 日より前に今回新たに追加された業種（以下「追加業種」という）を営んでいる会社に係る対内直接投資等または特定取得を行う外国投資家は、追加業種に係る事前届出を行う必要はありませんが、9 月 15 日以降に追加業種を営んでいる会社に係る対内直接投資等または特定取得を行う場合、事前届出を行う必要があります。

（注）告示の改正に伴う改訂に加えて、解釈の明確化および記述のわかり易さの観点からも一部改訂を行っています。

2024 年 5 月 2 日

＜外為法関連書類の送付に係る私書箱の変更について＞

日本橋郵便局の業務の一部がにほんばし蔵前郵便局に移転されることを受けて、5 月 5 日から私書箱が以下の通り変更されます。

変更前：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱 30 号

変更後：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号

なお、2025 年末までは、変更前の私書箱にて書類の送付が可能です。

2024 年 4 月 1 日

対内直接投資等に関する命令の改正(4 月 1 日施行)に伴い、以下の様式を改訂しました。

- 直投命令様式 1、2、7-2、7-3、7-4、11、17-2、17-3、17-4、19、22-2

日本標準産業分類の改定(4 月 1 日施行)に伴い、次の資料を改訂しました。

- 報告省令別表第三に係る「業種番号一覧」

生活衛生等関係行政関係整備法の施行(4 月 1 日施行)により、上水道業の事業所管が厚生労働大臣から国土交通大臣に変更となることを受け、次の資料を改訂しました。

- 外為法 Q&A(2)対内直接投資・特定取得編 参考資料 1

2024 年 1 月 11 日

＜令和六年能登半島地震による災害に伴う外国為替及び外国貿易法に基づく報告の提出猶予について＞

令和 6 年能登半島地震による災害により、外国為替及び外国貿易法に基づく各種報告が期限までに提出できない場合は、令和 6 年 4 月 30 日まで提出が猶予されます。

上記期限までの間、今回の災害による報告義務の不履行に関する行政上・刑事上の責任については、令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和 6 年政令第 5 号)により免責されます。